【平成20年6月13日法律第65号改正後】

**第二百五条の二**　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三十一条第一項若しくは第三項、第三十二条の三（第三十二条の四において準用する場合を含む。）、第三十三条の六第一項若しくは第三項、第三十五条第三項若しくは第六項、第五十条第一項、第六十条の五、第六十三条第三項、第六十三条の二第二項、第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十四条の四（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第七十九条の二十七第四項又は第百六条の三第五項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第三十一条の三、第四十三条の四第一項、第六十六条の六又は第百九十四条の規定に違反した者

三　第三十六条の二第一項又は第六十六条の八第一項の規定に違反した者

四　第三十六条の二第二項又は第六十六条の八第二項の規定に違反して、第三十六条の二第一項又は第六十六条の八第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

五　第四十六条の三第三項（第六十条の六において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第三項の規定による命令に違反した者

六　第五十条の二第十項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項 に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項 の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

七　第五十六条の四第三項又は第四項の規定に違反した者

八　第七十九条の三第一項後段の規定に違反した者

九　第七十九条の十六に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十　第七十九条の三十の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

十一　第七十九条の五十二第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十二　第七十九条の五十三第一項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をした者

十三　第七十九条の七十七の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十四　第七十九条の七十七の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

【平成20年6月13日 法律第65号】

（改正後）

**第二百五条の二**　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三十一条第一項若しくは第三項、第三十二条の三（第三十二条の四において準用する場合を含む。）、第三十三条の六第一項若しくは第三項、第三十五条第三項若しくは第六項、第五十条第一項、第六十条の五、第六十三条第三項、第六十三条の二第二項、第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十四条の四（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第七十九条の二十七第四項又は第百六条の三第五項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第三十一条の三、第四十三条の四第一項、第六十六条の六又は第百九十四条の規定に違反した者

（三　削除）

三　第三十六条の二第一項又は第六十六条の八第一項の規定に違反した者

四　第三十六条の二第二項又は第六十六条の八第二項の規定に違反して、第三十六条の二第一項又は第六十六条の八第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

五　第四十六条の三第三項（第六十条の六において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第三項の規定による命令に違反した者

六　第五十条の二第十項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項 に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項 の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

七　第五十六条の四第三項又は第四項の規定に違反した者

八　第七十九条の三第一項後段の規定に違反した者

九　第七十九条の十六に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十　第七十九条の三十の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

十一　第七十九条の五十二第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十二　第七十九条の五十三第一項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をした者

十三　第七十九条の七十七の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十四　第七十九条の七十七の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（改正前）

**第二百五条の二**　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三十一条第一項若しくは第三項、第三十二条の三（第三十二条の四において準用する場合を含む。）、第三十三条の六第一項若しくは第三項、第三十五条第三項若しくは第六項、第五十条第一項、第六十条の五、第六十三条第三項、第六十三条の二第二項、第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十四条の四（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第七十九条の二十七第四項又は第百六条の三第五項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第三十一条の三、第四十三条の四第一項、第六十六条の六又は第百九十四条の規定に違反した者

三　第三十一条の四第一項から第三項までの規定に違反した者

四　第三十六条の二第一項又は第六十六条の八第一項の規定に違反した者

五　第三十六条の二第二項又は第六十六条の八第二項の規定に違反して、第三十六条の二第一項又は第六十六条の八第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

六　第四十六条の三第三項（第六十条の六において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第三項の規定による命令に違反した者

七　第五十条の二第十項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項 に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項 の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

八　第五十六条の四第三項又は第四項の規定に違反した者

九　第七十九条の三第一項後段の規定に違反した者

十　第七十九条の十六に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一　第七十九条の三十の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

十二　第七十九条の五十二第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十三　第七十九条の五十三第一項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をした者

十四　第七十九条の七十七の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十五　第七十九条の七十七の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第二百五条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三十一条第一項若しくは第三項、第三十二条の三（第三十二条の四において準用する場合を含む。）、第三十三条の六第一項若しくは第三項、第三十五条第三項若しくは第六項、第五十条第一項、第六十条の五、第六十三条第三項、第六十三条の二第二項、第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十四条の四（第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第七十九条の二十七第四項又は第百六条の三第五項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第三十一条の三、第四十三条の四第一項、第六十六条の六又は第百九十四条の規定に違反した者

三　第三十一条の四第一項から第三項までの規定に違反した者

四　第三十六条の二第一項又は第六十六条の八第一項の規定に違反した者

五　第三十六条の二第二項又は第六十六条の八第二項の規定に違反して、第三十六条の二第一項又は第六十六条の八第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

六　第四十六条の三第三項（第六十条の六において準用する場合を含む。）又は第四十八条の二第三項の規定による命令に違反した者

七　第五十条の二第十項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

八　第五十六条の四第三項又は第四項の規定に違反した者

九　第七十九条の三第一項後段の規定に違反した者

十　第七十九条の十六に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一　第七十九条の三十の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

十二　第七十九条の五十二第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十三　第七十九条の五十三第一項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をした者

十四　第七十九条の七十七の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

十五　第七十九条の七十七の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（改正前）

第二百五条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三十条第一項若しくは第三項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の四（第三十三条の五において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項若しくは第六項、第五十四条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十四条の四（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）、第六十六条の六第一項若しくは第三項、第六十六条の十七第一項、第七十九条の二十七第四項又は第百六条の三第五項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第三十一条第二項、第四十七条の二第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第百九十四条の規定に違反した者

三　第三十二条第一項から第三項までの規定に違反した者

四　第四十一条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

五　第四十九条第三項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

六　第六十一条第三項又は第四項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

七　第六十六条の七第一項の規定に違反した者

八　第六十六条の七第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

九　第七十九条の三十の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

十　第七十九条の五十二第二項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

十一　第七十九条の五十三第一項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をした者

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第二百五条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三十条第一項若しくは第三項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十三条の四（第三十三条の五において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項若しくは第六項、第五十四条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十四条の四（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）、第六十六条の六第一項若しくは第三項、第六十六条の十七第一項、第七十九条の二十七第四項又は第百六条の三第五項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第三十一条第二項、第四十七条の二第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第百九十四条の規定に違反した者

三　第三十二条第一項から第三項までの規定に違反した者

四　第四十一条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

五　第四十九条第三項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

六　第六十一条第三項又は第四項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

七　第六十六条の七第一項の規定に違反した者

八　第六十六条の七第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

九　第七十九条の三十の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

十　第七十九条の五十二第二項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

十一　第七十九条の五十三第一項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をした者

（改正前）

第二百五条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三十条第一項若しくは第三項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項若しくは第六項、第五十四条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十四条の四（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二十七第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第三十一条第二項、第四十七条の二第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第百九十四条の規定に違反した者

三　第三十二条第一項から第三項までの規定に違反した者

四　第四十一条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

五　第四十九条第三項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

六　第六十一条第三項又は第四項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

（七、八　新設）

七　第七十九条の三十の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八　第七十九条の五十二第二項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

九　第七十九条の五十三第一項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をした者

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】

（改正後）

第二百五条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三十条第一項若しくは第三項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項若しくは第六項、第五十四条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十四条の四（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二十七第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第三十一条第二項、第四十七条の二第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第百九十四条の規定に違反した者

三　第三十二条第一項から第三項までの規定に違反した者

四　第四十一条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

五　第四十九条第三項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

六　第六十一条第三項又は第四項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

七　第七十九条の三十の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八　第七十九条の五十二第二項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

九　第七十九条の五十三第一項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をした者

（改正前）

第二百五条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三十条第一項若しくは第三項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項若しくは第六項、第五十四条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十四条の四（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二十七第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第三十一条第二項、第四十七条の二（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第百九十四条の規定に違反した者

三　第三十二条第一項から第三項までの規定に違反した者

四　第四十一条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

五　第四十九条第三項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

六　第六十一条第三項又は第四項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

七　第七十九条の三十の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八　第七十九条の五十二第二項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

九　第七十九条の五十三第一項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をした者

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】 （改正なし）

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第二百五条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三十条第一項若しくは第三項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項若しくは第六項、第五十四条第一項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十四条の四（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二十七第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第三十一条第二項、第四十七条の二（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）又は第百九十四条の規定に違反した者

三　第三十二条第一項から第三項までの規定に違反した者

四　第四十一条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

五　第四十九条第三項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

六　第六十一条第三項又は第四項（これらの規定を第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

七　第七十九条の三十の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八　第七十九条の五十二第二項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

九　第七十九条の五十三第一項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をした者

（改正前）

第二百五条の二　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第四十一条第二項、第五十一条又は第百九十四条の規定に違反した者

三　第四十二条の規定に違反した者

四　第四十八条（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

五　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

六　第六十四条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（七～九　新設）

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】

（改正後）

第二百五条の二　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第四十一条第二項、第五十一条又は第百九十四条の規定に違反した者

三　第四十二条の規定に違反した者

四　第四十八条（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

五　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

六　第六十四条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（改正前）

（新設）